

令和8年2月27日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和7年度2月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第4号	農地等の現況に係る報告審議について	(4件)
議案第70号	農地法第3条許可申請書審議について	(15件)
議案第71号	農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第72号	農地法第5条許可申請書審議について	(8件)
議案第73号	非農地証明願出書審議について	(4件)
議案第74号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(293件)
議案第75号	日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選出について	(1件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)	2番 地頭所 忠一	3番 楠 真憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	6番 久保 聖子
7番 荒木 信之	8番 鉾之原 正美	9番 黒葛 クルミ
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
13番 満尾 修一	14番 今村 龍太郎	15番 宮脇 誠
16番 梅本 昭広	17番 西園 賢一郎	18番 横山 義晴
19番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 松崎 秀樹	22番 下池 健悟	23番 川畑 直樹
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文	27番 池田 直人
28番 櫛元 和則	29番 濱崎 浩一	30番 田中 博視	31番 有馬 孝一
32番 鶴田 浩志		34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

33番 田中 宏和

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

(開会 午前9時00分)

会長 ただいまから、令和7年度2月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。
なお、(田中宏和推進委員) から欠席届が提出されています。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、12番「池田初男」委員と13番「満尾修一」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、報告第4号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁をご覧ください。4件です。
番号1から番号4の農業委員会の取扱いは非農地です。
同対象地につきましては、地目変更登記に伴う法務局からの照会案件です。
なお、処理期限の関係上、鹿児島地方法務局へは報告済です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
5番 報告第4号の番号1から番号4について、一括して報告いたします。
令和8年2月3日、私と副の南田委員は事務局職員と現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
現況地目は、宅地です。

会長 以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。
議長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、報告第4号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。

会長 次に、日程第3、議案第70号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
それでは議事参与制限の案件を先に審議します。横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 6頁の番号7です。権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,669㎡、作物は野菜です。
以上、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第70号の番号7について報告いたします。
令和8年2月22日、私と副の梅本委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

- 会長 はい、ありがとうございました。
議案第70号の横山義晴委員が関係する番号7の案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第70号の横山義晴委員が関係する番号7の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第70号の横山義晴委員が関係する番号7の案件について、許可することに決定しました。
横山委員に着席の連絡をしてください。
- 18番 [着席]
- 会長 次に、議案第70号の議事参与制限以外の案件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 5頁から8頁までの14件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,027㎡、作物は果樹、野菜です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は464,133㎡、作物は水稻です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は82,485㎡、作物はお茶です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は52,473㎡、作物はお茶です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は52,596㎡、作物はお茶です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,834㎡、作物は果樹です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は25,908㎡、作物は野菜、苗床用農地です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,904㎡、作物は果樹、野菜です。
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は471㎡、作物は野菜です。
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は444㎡、作物は野菜です。
番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は994㎡、作物は水稻です。
番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は150㎡、作物は野菜です。
番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,378㎡、作物は水稻及び野菜です。
番号15の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,426㎡、作物は水稻です。
以上、計14件について、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 2番 議案第70号の番号1について報告いたします。
令和8年2月23日、私と副の田中博視委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 3番 議案第70号の番号2について報告いたします。
令和8年2月25日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

補足ですけれども、あっせん依頼で地主さんからできれば売ってほしい、いなければ無償譲渡でもいいという依頼が来ていたんですけども、この農地に関しましては、小作人の方に話を持って行ったんですが、もう高齢のため農地を引き取っても耕作ができないということで、地区の北側の場所で耕作しているアグリさんですけども、アグリさんに話をしたところ引き取ってもいいということで、アグリさんが引き取るタイミングで、今の耕作者の方が手放して、この一帯をアグリさんが作るということになります。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第70号の番号3について報告いたします。

令和8年2月20日、私と副の川畑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第70号の番号4について報告いたします。

令和8年2月20日、私と副の川畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第70号の番号5について報告いたします。

令和8年2月20日、私と副の川畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第70号の番号6について報告いたします。

令和8年2月21日、私と副の川畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り及び重機等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第70号の番号8について報告いたします。

令和8年2月19日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第70号の番号9について報告いたします。

令和8年2月22日、私と副の奥会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第70号の番号10について報告いたします。

令和8年2月20日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第70号の番号11について報告いたします。

令和8年2月20日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第70号の番号12について報告いたします。

令和8年2月21日、私と副の西園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中及び草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第70号の番号13について報告いたします。

令和8年2月20日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第70号の番号14について報告いたします。

令和8年2月20日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中及び草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第70号の番号15について報告いたします。

令和8年2月21日、私と副の荒木委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第70号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第70号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第70号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第71号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の27頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、農業用倉庫、車庫です。

これにつきましては、昨年の12月総会で農振計画変更で用途区分の変更を審議していただいた案件で、農業用施設用地に変更決定されております。

以上1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

16番 議案第71号の番号1について報告いたします。

令和8年2月20日、私と副の荒木委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、農用地区域の農業用施設用地です。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第71号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第71号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第71号の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第72号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料の30頁をご覧ください。8件です。

番号1の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、食品加工工場、権利種別は所有権移転です。

この案件につきましては、全体の開発面積が約10,000㎡であることから県の都市計画法開発許可が条件となります。

番号4の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

番号5の転用目的は、一般住宅、側溝、権利種別は所有権移転です。

なお、すでに事前着手しているため、始末書を添付しての申請です。

番号6の転用目的は、通路、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、蓄電池設備、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、車両置場、権利種別は所有権移転です。

なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

以上、8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第72号の番号1について報告いたします。

令和8年2月19日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日置市役所東市来支所から約0.4kmに位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第72号の番号2について、報告いたします。

令和8年2月21日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第72号の番号3について報告いたします。

令和8年2月21日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、住宅・事業の用に供する施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、その規模が10ha未満の約（3.1ha）であるので、第2種農地の「市街地近接農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番

議案第72号の番号4について、報告いたします。

令和8年2月20日、私と副の上原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約3.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第72号の番号5について、報告いたします。

令和8年2月20日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第72号の番号6について、報告いたします。

令和8年2月20日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番

議案第72号の番号7について、報告いたします。

令和8年2月25日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番

議案第72号の番号8について、報告いたします。

令和8年2月25日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.04haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第72号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第72号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第72号のすべての案件について、許可することに決定しました。

- 会長 次に、日程第6、議案第73号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の41頁をご覧ください。4件です。
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
番号1から番号4は、20年以上経過した宅地です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 12番 議案第73号の番号1について報告いたします。
令和8年2月19日、私と正の奥委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 12番 議案第73号の番号2について報告いたします。
令和8年2月20日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 15番 議案第73号の番号3について報告いたします。
令和8年2月20日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 18番 議案第73号の番号4について報告いたします。
令和8年2月20日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。議案第73号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。
- 会長 何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第73号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第73号の案件について、非農地として証明することに決定しました。
- 会長 次に、日程第7、議案第74号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。
- 会長 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

- 会長 上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 10番 [退 席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 47頁の番号13から48頁の番号28までです。貸借です。
この案件につきましては、上原委員本人分及び借人が上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。
面積について、畑が24,775㎡、計24,775㎡、利用権設定数は16筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 何かご質問等は、ありませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ありませんので、議案第74号の番号13から番号28までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第74号の番号13から番号28までの案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
上原委員に着席の連絡をしてください。
- 10番 [着 席]
- 会長 次に、今村龍太郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 14番 [退 席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 52頁の番号76です。貸借です。
面積について、畑が956㎡、計956㎡、利用権設定数は1筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 何かご質問等は、ありませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ありませんので、議案第74号の番号76の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第74号の番号76の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
今村委員に着席の連絡をしてください。
- 14番 [着 席]
- 会長 次に、南田達宏委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 25番 [退 席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 52頁の番号81です。貸借です。
面積について、田が1,333㎡、計1,333㎡、利用権設定数は1筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 何かご質問等は、ありませんか。

- 議場 〔質問・意見等なし〕
会長 質疑等ありませんので、議案第74号の番号81の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 〔賛成多数〕
会長 賛成多数です。議案第74号の番号81の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
南田委員に着席の連絡をしてください。
- 25番 〔着席〕
会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 2番 〔退席〕
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 52頁の番号82及び53頁の番号86です。貸借です。
面積について、田が 1,079㎡、計 1,079㎡、利用権設定数は2筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 何かご質問等は、ありませんか。
- 議場 〔質問・意見等なし〕
会長 質疑等ありませんので、議案第74号の番号82及び番号86の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 〔賛成多数〕
会長 賛成多数です。議案第74号の番号82及び番号86の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
地頭所委員に着席の連絡をしてください。
- 2番 〔着席〕
会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 18番 〔退席〕
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 56頁の番号 136から57頁の番号 141までです。貸借です。
この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田が 4,150㎡、畑が 4,323㎡、計 8,473㎡、利用権設定数は6筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 何かご質問等は、ありませんか。
- 議場 〔質問・意見等なし〕
会長 質疑等ありませんので、議案第74号の番号 136から番号 141までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 〔賛成多数〕
会長 賛成多数です。議案第74号の番号 136から番号 141までの案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
横山委員に着席の連絡をしてください。
- 18番 〔着席〕
会長 次に、樋元和則委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 28番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 59頁の番号 182、63頁の番号 249から64頁の番号 258までです。貸借です。
面積について、畑が20,679㎡、計20,679㎡、利用権設定数は11筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第74号の番号 182、番号 249から番号 258までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第74号の番号 182、番号 249から番号 258までの案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
樋元委員に着席の連絡をしてください。

28番 [着席]

会長 次に、久保聖子委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

6番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 68頁の機構貸出分の番号1及び番号2です。貸借です。
この案件につきましては、借人が久保委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。
面積について、畑が1,975㎡、計1,975㎡、利用権設定数は2筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第74号の機構貸出分の番号1及び番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第74号の機構貸出分の番号1及び番号2の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
久保委員に着席の連絡をしてください。

6番 [着席]

会長 次に、議案第74号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の47項から68頁です。貸借です。
面積について、田が35,418㎡、畑が290,156.89㎡、計325,574.89㎡、利用権設定数は254筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第74号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第74号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第8、議案第75号「日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選出について」を議題とします。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の70頁をご覧ください。議案第75号「日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選出について」ご説明いたします。

本案は、日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員規程第3条第4項の規定に基づき、日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選任を求めるもので、日置市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条の規定に基づき、日置市農地利用最適化推進委員の候補者の評価を行うため、提案するものであります。

71頁の上の段の日置市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則をご覧ください。

第9条で、農業委員会は、推薦の求め及び募集の期間が終了したときは、第6条の規定により推薦を受けた者及び第7条の規定により応募した者について、日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、その評価を行うものとして定められております。

第10条では、候補者評価委員会の評価の結果に基づき、農業委員会の総会における合議によって推進委員を決定し、委嘱するものとして定められております。

次に下の段の日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規程をご覧ください。

第3条で候補者評価委員会の委員の構成が定められております。第1項で、委員会は委員長、副委員長及び委員を持って組織され、第2項で、委員長は農業委員会会長を持って充てる、第3項で、副委員長は農業委員会会長代理をもって充てる、第4項で委員は、農業委員会の総会によって選出された農業委員会の委員をもって充てる、とされております。これに基づきまして、総会議案として提出させていただきます、評価委員会の委員長、副委員長以外の評価委員の選出を求めるものでございます。

それでは事務局の方で選出方法について、ご説明いたします。

事務局としましては、平成29年度、令和2年度と前回の令和5年度と同様に、会長、会長代理を含め、地域代表の農業委員である東市来地域代表の奥会長、吹上地域代表の地頭所会長代理、伊集院地域代表の横山委員、日吉地域代表の黒葛委員、の計4人と、その4人以外に各地域から1人ずつ選出していただき、合計8人の方で評価委員会委員として、選出していただきたいと考えております。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいま評価委員会の委員選出方法について、何か質疑等はありませんか。

議場 [質問・意見なし]

事務局 補足ですが、平成29年度1月の定例総会におきまして、評価委員会委員の選出につきまして各地域をはじめとした方が正確性とか透明性が確保できるのではないかとということで、各地域の代表だけ1人ではなくて、各地域からももう一人入れたほうが透明性が確保できるのではないかとということで、8名となったところです。

会長 何か質疑等はありませんか。

議場 [質問・意見なし]

会長 質疑等ありませんので、評価委員会の委員は、会長、会長代理を含めた地域代表農業委員の4人と、各地域から1人選出し、合計8人とすることにご異議ありませんか。

議場 [異議なし]

会長 ご異議ありませんので、議案第75号「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選出について」、評価委員会の委員の数は、8人とすることに決定しました。

会長 それでは、ここでしばらく休憩し、その間に、それぞれ地域の農業委員ごとに集まり、評価委員会委員1人の選出を行っていただき、各地域代表の方は、事務局長に報告をお願いします。

会長 それでは、15分間休憩し、次の会議を10時30分とします。

(休憩)

会長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 各地域から評価委員の報告がありましたので、事務局から報告を求めます。

事務局 まず、地域代表委員である奥和俊会長、地頭所忠一会長代理、伊集院地域代表の横山義晴委員、日吉地域代表の黒葛クルミ委員の4人と、東市来地域が池田初男委員、伊集院地域が山口義廣委員、日吉地域が満尾修一委員、吹上地域が楠真憲委員の4人、合計8人の評価委員です。

会長 ただいま、事務局から報告がありました8人を評価委員として決定しました。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

令和7年度2月総会を閉会します。

(閉会 午前10時35分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会長 奥 和 俊

12番 池田初男

13番 満尾修一

